

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

I コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社は、事業運営においては実効ある内部統制機能の充実とコンプライアンスの徹底が必要不可欠であるとの認識に立ち、コーポレート・ガバナンスの強化を経営上の最重要課題の一つと位置づけております。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】

当社は、コーポレートガバナンス・コードの基本原則(5項目)を実施しております。

2. 資本構成

外国人株式保有比率	10%未満
-----------	-------

【大株主の状況】

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
北海道マツダ販売株式会社	713,906	5.09
ロジネットジャパン従業員持株会	603,872	4.30
株式会社北洋銀行	603,097	4.30
株式会社北海道銀行	601,601	4.29
株式会社りそな銀行	600,000	4.27
損害保険ジャパン日本興亜株式会社	555,000	3.95
黒田 康敬	420,413	2.99
ノースパシフィック株式会社	324,000	2.31
株式会社第四銀行	313,401	2.23
住友ゴム工業株式会社	303,000	2.16

支配株主(親会社を除く)の有無	——
-----------------	----

親会社の有無	なし
--------	----

補足説明

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	札幌 既存市場
決算期	3月
業種	陸運業
直前事業年度末における(連結)従業員数	1000人以上
直前事業年度における(連結)売上高	100億円以上1000億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社以上50社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与える特別な事情

当社は親会社や上場子会社を有しておりません。

II 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社
------	---------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	10名
定款上の取締役の任期	2年
取締役会の議長	社長
取締役の人数	8名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	2名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	2名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)									
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j
横井 久	他の会社の出身者										
島崎憲明	他の会社の出身者									○	

※ 会社との関係についての選択項目

※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」

※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a 上場会社又はその子会社の業務執行者

b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役

c 上場会社の兄弟会社の業務執行者

d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者

e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者

f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家

g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)

h 上場会社の取引先(d、e及びfのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)

i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)

j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)

k その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
横井 久	○	横井氏は、当社の大株主である北海道マツダ販売株式会社の代表取締役会長を務めておりますが、同社の議決権比率は10%未満であります。また、同社と当社のグループ会社との間には自動車及び自動車部品の売買、タイヤ保管等の取引がありますが、取引の規模、性質に照らして、株主及び投資者の判断に影響を及ぼすおそれはないものと判断しております。	横井氏は、長年にわたる会社経営者としての豊富な知識と経験を有していることから、社外取締役として選任しております。また、横井氏は、一般株主と利益相反の生じるおそれがあるとされる事項には該当せず、独立性を有していると判断しております。
島崎憲明	○	島崎氏は、日本公認会計士協会顧問、IFRS財団アジア・オセアニアオフィスアドバイザーなどに就任しており、当社と島崎氏とは、平成27年7月1日に財務・会計顧問契約を締結しておりましたが、当該契約に基づいて当社が島崎氏に支払った顧問料	島崎氏は、長年にわたる会社経営者としての豊富な知識と経験を有しており、また、日本証券業協会公益理事、日本公認会計士協会顧問等としての専門知識を有しており、これらを当社の経営及びコーポレートガバナンス体制の整備に生かしていただくため、社外取締役と

は少額であり、株主及び投資者の判断に影響を及ぼすおそれはないものと判断しております。なお、当該顧問契約は、島崎氏の社外取締役就任に伴って、平成28年6月27日付で解約しております。

して選任いたしました。また、島崎氏は、一般株主と利益相反の生じるおそれがあるとされる事項には該当せず、独立性を有していると判断しております。

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無

なし

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役の員数	4名
監査役の人数	3名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

監査役と会計監査人は、必要に応じて隨時意見交換を行っております。

会計監査人には、有限責任監査法人トーマツを選任しており、同監査法人は、年間会計監査計画に基づき、独立の第三者の立場から当社及び子会社の監査を行っております。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の人数	2名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数	2名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
木村 美太郎	他の会社の出身者													
平 公夫	他の会社の出身者													

※ 会社との関係についての選択項目

※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」

※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a 上場会社又はその子会社の業務執行者

b 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与

c 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役

d 上場会社の親会社の監査役

e 上場会社の兄弟会社の業務執行者

f 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者

g 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者

h 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家

i 上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）

j 上場会社の取引先（f、g及びhのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）

k 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）

l 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）

m その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
木村 美太郎	○	木村氏は、平成13年6月まで株式会社北洋銀行の常務取締役を務めており、当社及び当社のグループ会社と同行との間に資金の借入等の取引がありますが、当社及び当社のグループ会社は同行を含	木村氏は、長年にわたる金融機関及び証券会社での勤務経験に基づく専門知識及び会社経営者としての高い知見を有していることから、社外監査役として選任しております。また、木村氏は、一般株主と利益相反の生ずる恐れが

		む複数の金融機関から資金の借入を行つており、借入総額に占める同行の割合は他行に比べて特に高いものではないことから、株主及び投資者の判断に影響を及ぼすおそれはないものと判断しております。	あるとされる事項には該当せず、独立性を有していると判断しております。
平 公夫	○	平氏が代表取締役社長を務める株式会社ナシオと当社のグループ会社との間には製品輸送の取引がありますが、取引の規模、性質に照らして、株主及び投資者の判断に影響を及ぼすおそれはないものと判断しております。	平氏は、長年にわたる会社経営者としての豊富な知識と経験を有していることから、社外監査役として選任しております。また、平氏は、一般株主と利益相反の生じるおそれがあるとされる事項には該当せず、独立性を有していると判断しております。

【独立役員関係】

独立役員の人数	4名
---------	----

その他独立役員に関する事項

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	実施していない
---------------------------	---------

該当項目に関する補足説明

当社は、現在のところ、安定的な報酬の支給を念頭において経営を行っております。

ストックオプションの付与対象者

該当項目に関する補足説明

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況	個別報酬の開示はしていない
-----------------	---------------

該当項目に関する補足説明

平成27年度に係る報酬等の総額：取締役42,072千円（うち社外取締役2,420千円）
監査役19,835千円（うち社外監査役4,840千円）

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無	あり
----------------------	----

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

株主総会で決議された報酬限度額の範囲内で各取締役の役位、職務内容を勘案して決定しております。また、役員退職慰労金につきましては、株主総会の決議を経た後、内規に基づいて支給することとしております。

【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】

当社総務部門が窓口となり、取締役会・監査役会が開催される都度、総務部門より関係書類を送付すると共に、必要に応じて担当取締役が随時、業務の執行状況等の説明を行っております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要)

当社は、会社の機関として取締役会及び監査役会を設置しております。そのほかにグループ全体の内部統制に関する事項を統括する組織として内部統制委員会を設置しております。

取締役会は、社外取締役2名を含む8名の取締役で構成され、3ヶ月に1回の定期開催と必要に応じた臨時開催により、法令で定められた事項や経営方針その他経営に関する重要な意思決定及び業務執行の監督を行っております。

監査役会は、社外監査役2名を含む3名の監査役で構成され、原則として3ヶ月に1回の定期開催と必要に応じた臨時開催により、監査方針その他の監査に関する重要な意思決定や監査に関する情報交換を行っております。また、各監査役は取締役会に出席するほか、常勤監査役については内部統制委員会や経営会議などの業務執行上の重要な会議に出席するほか、主要な事業所への往査などを通じて情報収集と業務執行状況の把握を行っております。

内部統制委員会は、グループ各社の取締役社長又は内部統制担当取締役及び当社の常勤監査役で構成され、必要があるときに隨時これを開催してグループ全般に影響を及ぼすコンプライアンスや危機管理に係る重要な意思決定について協議を行っております。

内部監査部門である監査室では、グループ会社の各拠点を回って書類の作成・整備状況や法令、社内規程の遵守状況などの実地調査を行い、結果を代表取締役、監査役に報告するなど監査役をサポートする役割を担っております。

会計監査は、有限責任監査法人トーマツと監査契約を締結しており、会計監査人と当社経営陣との間で月1回程度の懇談の場を設けて監査上の重要なポイントについての意見交換を行うなど、円滑な監査業務のための意志疎通と連携強化に努めております。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社は、監査役設置会社の形態を採用しておりますが、社外監査役を含む複数の監査役による業務の執行状況の監視体制が、業務の適法性、有効性、妥当性等を確保するために最も適していると判断しているためであります。

また、他の会社の経営者、元経営者を社外取締役、社外監査役として選任し、取締役会などにおいて独立した立場から客観的な意見を頂戴することで、一層の業務執行の公正性の確保を図っております。

III 株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

実施していません。

2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身による説明の有無
その他	自社ホームページ上で情報公開しております。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
環境保全活動、CSR活動等の実施	環境保全を運送事業者の社会的使命と位置付け、CNG車の導入、鉄道輸送の積極活用等による二酸化炭素の排出削減等に向けた独自の取り組みを行っております。
その他	<p>当社グループでは、次の企業行動指針を定め、健全で公正な事業活動に努めております。</p> <ol style="list-style-type: none">1. 満足と信頼 常に高品質な輸送サービスを提供し、お客様の満足と信頼を獲得します。2. 法令等の遵守 法令・社会規範を遵守し、公序良俗に反する行為をせず、常に良識をもって行動します。3. 交通事故の根絶 自らの安全運転はもちろんのこと、交通事故根絶に向けたあらゆる取り組みを行います。4. 公正な事業活動 事業活動においては、公正さを第一とし、透明で適正な取引を行います。5. 情報開示 社会とのコミュニケーションを大切にし、企業情報を適時適切に開示します。6. 基本人権の尊重 一人ひとりの個性を尊重し、不当な差別や権利の侵害をしません。7. 反社会的勢力の遮断 社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力からの不当な要求には、毅然とした態度で対応します。8. 環境保全への取り組み 二酸化炭素の排出削減をはじめとする環境負荷軽減に努め、地球環境保全に積極的に取り組みます。9. 社会貢献活動 良き企業市民として、積極的に社会貢献活動を行います。

IV 内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況 更新

当社は、会社法及び会社法施行規則に基づき、以下の体制を整備しております。

〈取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するための体制〉
当社は、平成18年5月12日開催の取締役会において、以下の内部統制基本方針を決議いたしました。(平成28年11月9日一部改正)

(株式会社ロジネットジャパングループ 内部統制基本方針)

1. 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- (1) 株式会社ロジネットジャパン(以下「当社」という。)は、当社並びにグループ各社(以下「当社グループ」という。)における企業倫理を確立するために当社グループの役職員がとるべき行動の指針として「ロジネットジャパングループ企業行動指針」を定め、社内に周知する。
- (2) 当社は、法令等の遵守を経営の最重要課題の一つと位置付け、コンプライアンスに関する規程を整備し、各取締役は、経営会議、全店長会議等の場、あるいは社内電子掲示板等を使用して、役職員に対して繰り返し法令等の遵守の重要性を発信し、その周知徹底を図る。
- (3) 当社グループは、各社において取締役の中からそれぞれコンプライアンス担当取締役(内部統制担当取締役)を任命し、当社グループのコンプライアンス体制の維持・整備及び問題点の把握に努める。
- (4) 当社グループは、役職員に対してコンプライアンスに関する研修会を開催し、意識の向上と定着を図る。
- (5) 当社グループは、市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力とは一切の関係を持たず、反社会的勢力からの不当要求・妨害行為に対しては、警察や弁護士等の外部の専門機関と緊密に連携し、毅然とした態度で組織的に対応する。

2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- (1) 当社グループの取締役の職務の執行に係る情報の保存と管理に係る文書・情報管理責任者は、グループ各社で選任する内部統制担当取締役がこれにあたる。
- (2) 文書・情報管理責任者は、当社が定める「文書管理規程」に則って、これらの文書を適切に管理し、保存する。
- (3) 取締役及び監査役はこれらの文書類を常時閲覧できるよう「文書管理規程」で定める。

3. 損失の危険の管理(リスク管理)に関する規程その他の体制

- (1) 当社グループは、「危機管理規程」を定め、具体的な損失等の危険(リスク)をリストアップして評価するとともに、当社グループがリスクに直面したときの対応体制(対策本部の設置等)について整備する。
- (2) 当社グループは、リスク管理を含むグループ全体の内部統制に関する事項を統括する組織として、内部統制委員会を設置し、リスク管理等に関する重要な事項を審議するとともに、必要に応じて取締役会等に対して助言を行う。
- (3) 当社グループの取締役は、損失の危険(リスク)が常に社内に存在すること及びリスク管理が会社の存続と発展にとって不可欠であることを、会議の場や社内電子掲示板等で繰り返し役職員に注意喚起する。
- (4) 当社の内部監査部門は、当社グループのリスク管理体制を監査し、必要に応じて内部統制担当取締役及び監査役に報告する。
- (5) 当社は、大規模地震の発生や新型インフルエンザの流行などの不測の事態や危険の発生時においても、当社グループの事業の継続を図るため、「事業継続計画書」を策定し、当社グループの役職員に周知する。

4. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- (1) 当社グループにおいては、各事業部門の責任体制の確立のため、各事業部門を所管する担当取締役又は担当執行役員を任命し、業務の効率性と有効性の確保にあたらせる。
- (2) 当社グループの中期経営計画並びに年度経営計画については、その進捗状況、実施状況を検証し、取締役会に報告して適切な改善を促す。
- (3) 当社グループにおける業務の効率性と内部統制の実効性を確保するため、業務処理・手続等のシステム化・IT化を推進する。

5. 当社及び子会社からなる企業集団における業務の適正を確保するための体制

- (1) 子会社の取締役等の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制
当社が定める関係会社管理規程において、子会社での職務執行にあたって、親会社である当社取締役会の承認が必要な事項について定めるとともに、親会社の担当取締役は、四半期毎に定期に開催される当社グループの取締役会での報告に加えて、必要に応じて隨時、子会社に対して営業成績、財務状況その他の重要な事項について報告を求める。
- (2) 子会社の損失の危険の管理(リスク管理)に関する規程その他の体制
 - 1) 当社は、当社グループ全体のリスク管理について定める危機管理規程を制定し、同規程において想定されるリスクを分類して網羅的に管理する。
 - 2) 当社は、当社グループのリスク管理を担当する機関として内部統制委員会を設置し、グループ全体のリスクマネジメント推進と実際に発生したリスクへの対応方針等の決定を行う。
 - 3) 子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
 - 1) 当社は、毎年度、グループ全体の年度経営方針を策定し、具体的な数値目標とそれを実現するための実行施策を定める。
 - 2) 当社は、組織、職務分掌、職務権限に関する規程を定め、子会社においても、これに準拠した規程を整備させる。
 - 4) 子会社の取締役等及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
 - 1) 当社は、グループ全社共通で運用する企業行動指針、コンプライアンスに関する規程を定め、当社グループの全ての役職員に周知徹底する。
 - 2) 当社グループは、当社及び全ての子会社において内部統制担当取締役を選任し、コンプライアンスの推進にあたる。
 - 3) 当社の内部監査部門は、内部監査規程に基づいて、子会社に対して年1回以上内部監査を実施する。
 - 5) その他の会社並びに親会社及び子会社からなる企業集団における業務の適正を確保するための体制
 - 1) 本内部統制基本方針をグループ各社に浸透させることにより、当社グループの業務の適正を確保する。
 - 2) 上記を実現するために、当社グループのコンプライアンスに関する規程等を整備し、当社グループにおける業務の適正を確保するための体制を構築する。

6. 監査役の職務を補助すべき使用人に関する事項、当該使用人の取締役からの独立性に関する事項並びに監査役の当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

- (1) 監査役がその職務の遂行につき補助すべき使用人を求めた場合においては、当社グループは当該監査役の同意を得た上で、専任又は兼

任で必要な能力と知識を持つ人材を配置又は兼務発令する。

(2) 当社は、監査役の職務の補助者として選任又は兼任とした使用人が監査業務に従事する場合においては、取締役や所属長からの独立性を保障する。

(3) 監査役の職務を補助すべき使用人は、補助しようとする業務内容に応じて監査役が、都度、適任者を指名するものとし、監査役から指名を受けた補助人が、優先的に当該補助業務を行なえるよう配慮する。

(4) 当社は、内部監査規程において、内部監査担当者は監査役及び会計監査人と連携を図り、監査業務を効率的に遂行できるよう協力しなければならない旨を定める

7. 監査役への報告に関する体制及び当該報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

(1) 当社グループの役職員は、監査役から業務執行に関する事項について報告を求められたときは、速やかに適切な報告を行う。

(2) 取締役及び使用人が自己の行う業務に関連して、法令・定款違反や不正不当行為、著しい損害を被る恐れのある行為を発見もしくは予見したときは、口頭又は文書で遅滞なく内部統制担当取締役に報告するとともに、当該報告を受けた内部統制担当取締役は、当該報告内容を口頭又は文書で遅滞なく監査役に報告する。

(3) 監査制度の目的に資するため、法令・定款違反や不正不当行為、その他当社グループに対し著しい損害を及ぼす恐れのある行為を摘出し又は事前に防止するための社内通報制度を設ける。なお、当該制度については内部通報規程に定め、社内に公表する。

(4) 当社グループは、内部統制担当取締役又は監査役へ報告を行った役職員に対し、当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを行うことを禁止する条文を内部通報規程に盛り込み、当社グループの役職員に周知する。

8. 監査役の職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

(1) 当社は、監査役がその職務の執行について、当社に対し費用の前払等の請求をしたときは、会社法第388条の規定に基づいて速やかに当該費用又は債務を処理する。

(2) 当社は、監査役の職務の執行について生ずる費用等を支弁する。

9. その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

(1) 監査役は、取締役会に出席するほか、経営会議その他の重要な会議に出席し、意見を述べることができるものとする。

(2) 監査役は、重要な会議の議事録、稟議書等については、いつでも閲覧することができるものとする。

(3) 当社の監査役と代表取締役との間で四半期毎に定期的な意見交換の場を設定する。

(4) 監査役が、専門性の高い法務・会計事項について、独自に弁護士もしくは公認会計士に相談することを保障する。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

当社は、反社会的な勢力からの不当要求等に対しては、毅然とした対応をとり、これを排除していくことを基本方針としております。

Vその他

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無

なし

該当項目に関する補足説明

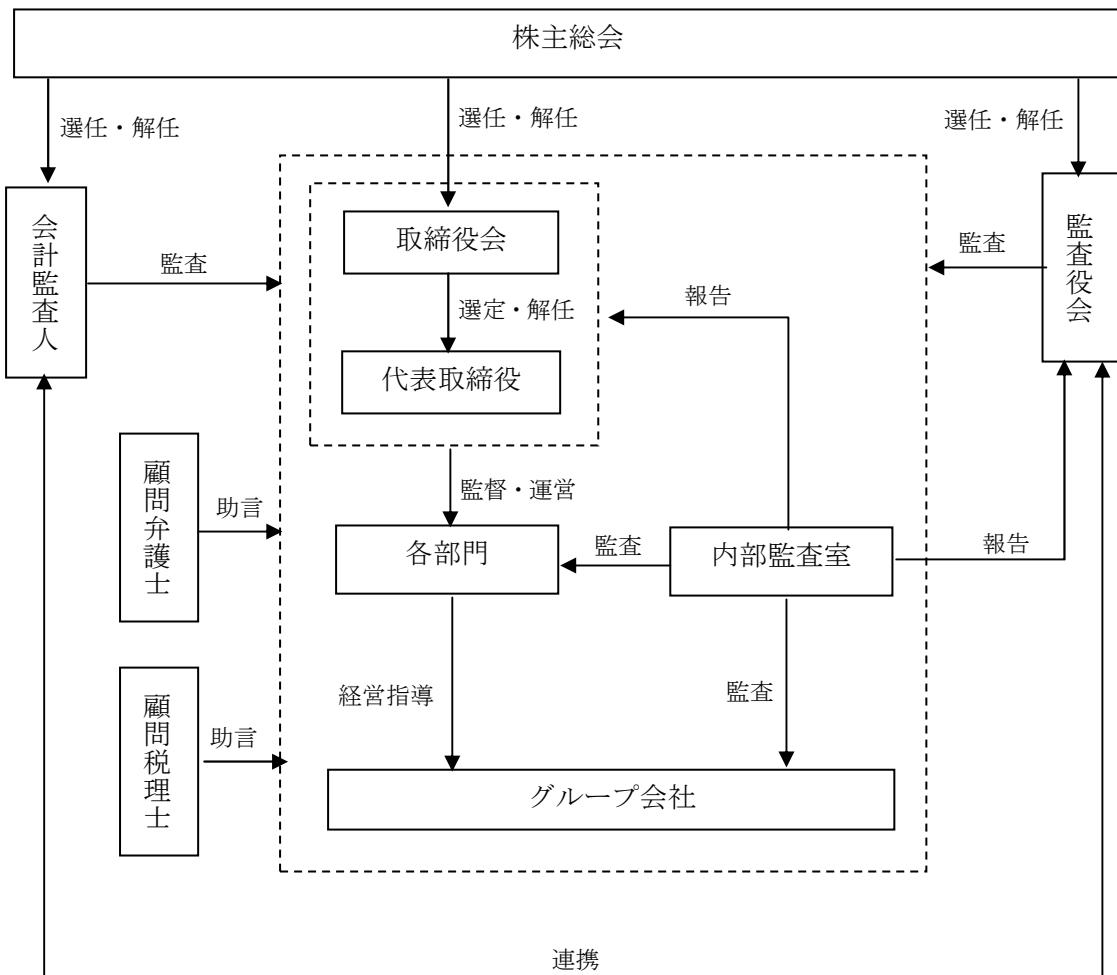
2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

(1) コーポレート・ガバナンス体制についての模式図は、別紙「コーポレート・ガバナンス体制図」のとおりであります。

(2) 適時開示体制の概要については、別紙「適時開示体制図」に記載のとおりであります。

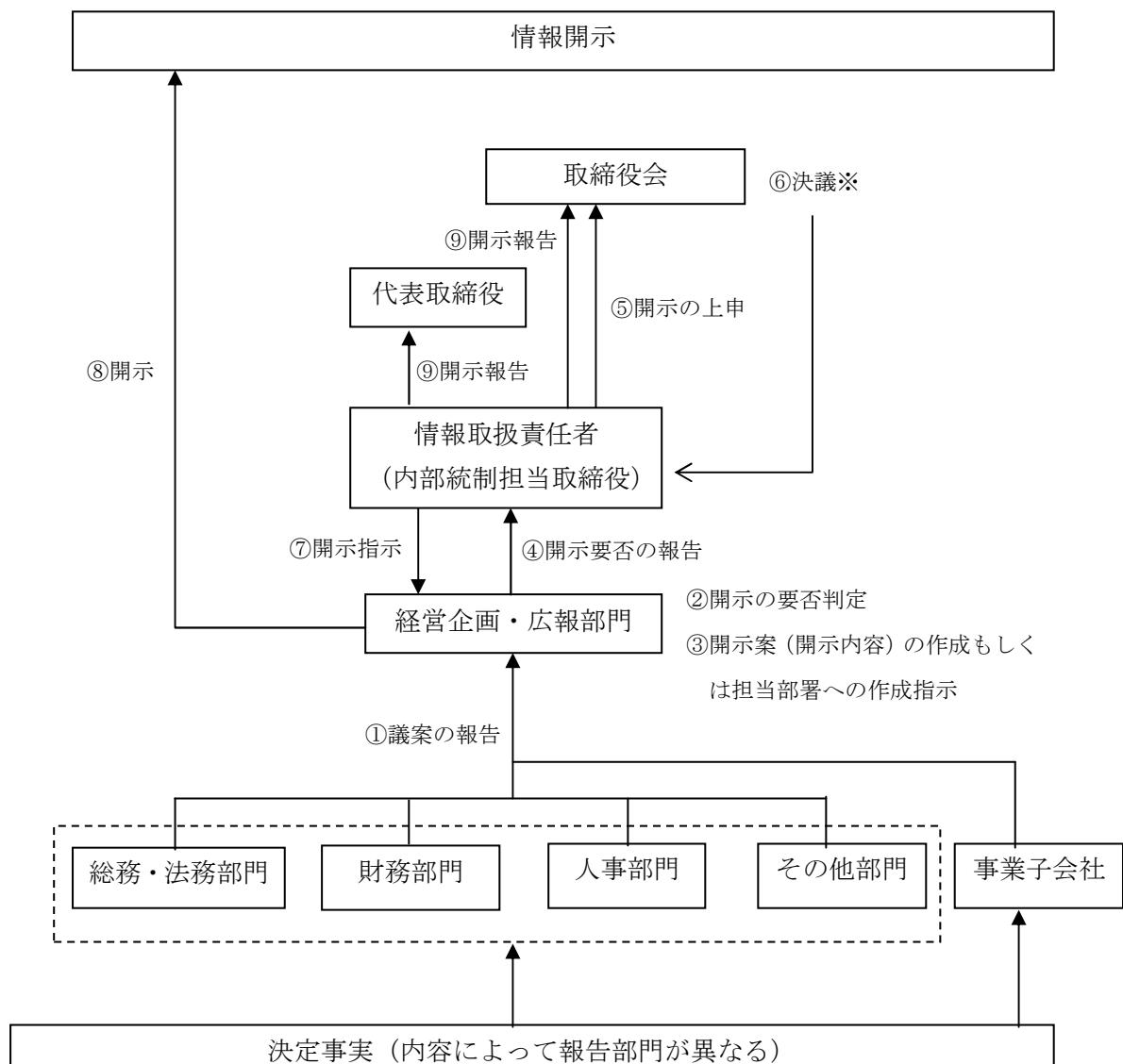
コーポレート・ガバナンス体制図

(平成 28 年 11 月 9 日現在)

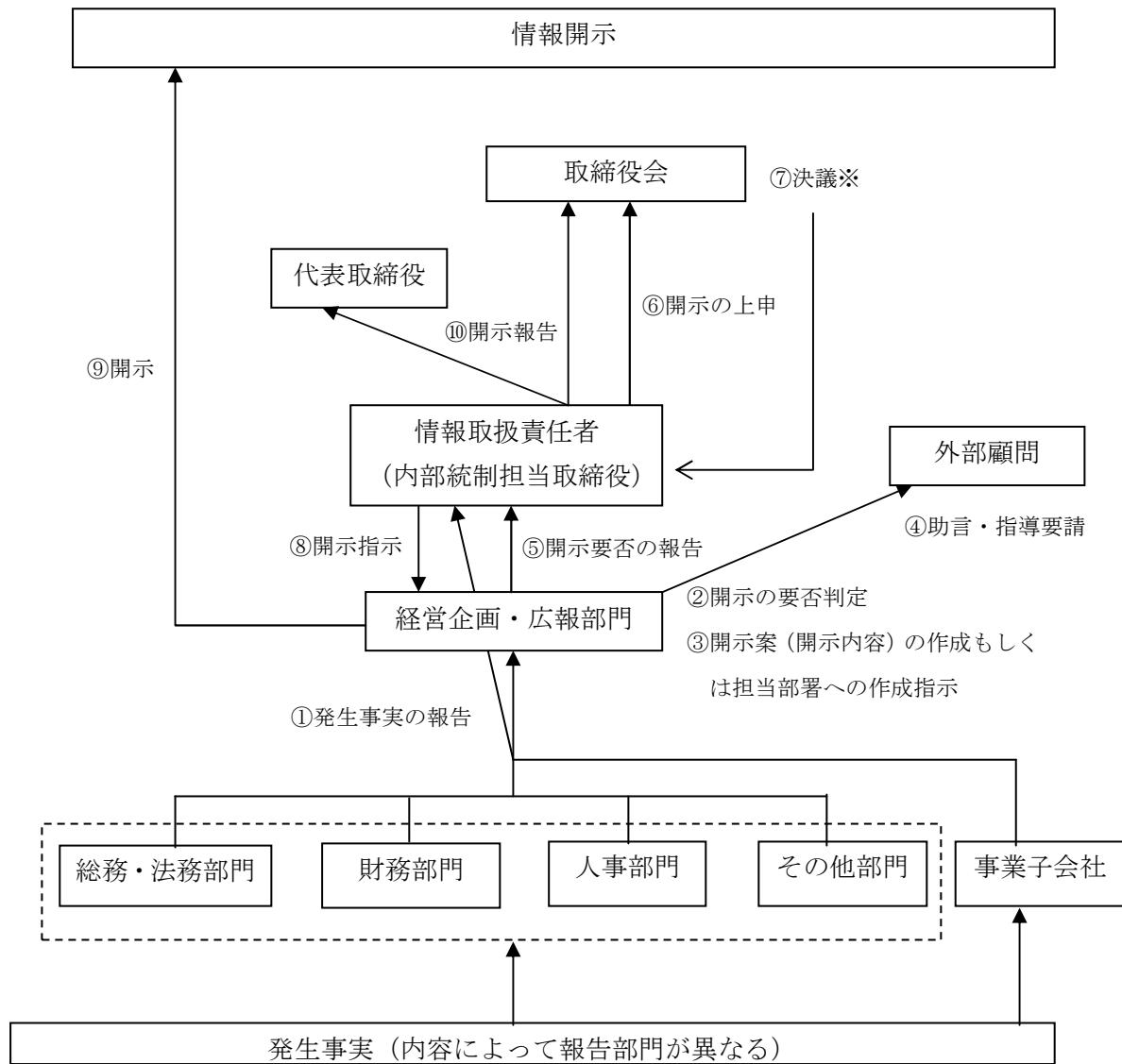


適時開示体制図
(平成 28 年 11 月 9 日現在)

(決定事実に関する情報開示体制)



(発生事実に関する情報開示体制)



(決算情報に関する情報開示体制)

